

<議事概要>

(1) 協議会について

- ・協議会について、出席者による合意が得られたため、「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律第59号）」に基づく協議会として位置付けた。今後臨海副都心において新たに整備されるBRTを含めて、同地域全体の効率的な交通体系の構築を図ることを目的として議論を進めていくことが宣言された。

(2) 情報公開について

- ・協議内容について、東京都情報公開条例第7条第3号、第5号に該当する内容及びBRT整備に関する内容については、非公開とする。

(3) 「地域公共交通網形成計画」、「都心と臨海副都心とを結ぶBRT」について

- ・「地域公共交通網形成計画」の作成及び「都心と臨海副都心とを結ぶBRT」について、現在の進捗状況や今後の検討内容、行程等について議論がなされた。
- ・行程については、「BRT事業計画」、「地域公共交通網形成計画」の策定後、「道路運送高度化実施計画」、「地域公共交通再編実施計画」を策定する。併せて、BRT運行新会社を設立し、車両の調達等、運行の準備を進め、2019年度内の運行開始を目指す流れについて説明し、今後仔細を詰めていくこととした。

(4) 平成27年度内の協議会の開催予定について

第2回：平成28年1月13日（水）

第3回：平成28年2月17日（水）

第4回：平成28年3月23日（水）

以上